



広報えびな

市の木 ツゲ

市の花 サツキ

編集・発行

海老名市役所 広報広聴課

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎ (046) 231・2111

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

※この広報は再生紙を使用しています。

家電リサイクルのしくみ



家電リサイクル Q & A

Q 「家電リサイクル法」ってどんな法律?

A 使用済みの家電製品を上手にリサイクル(再利用)して、ごみ問題や資源の有効利用、地球環境問題を改善するために作られた法律です。

消費者のみなさん・小売店・家電メーカーによる、不要家電製品のリサイクルについて定められています。

Q なぜ家電製品をリサイクルするのですか?

A 国内における一般廃棄物のリサイクル率は10%と低く、今のペースで廃棄物の埋め立てを続けた場合、埋め立て処分場は全国平均であと8年半しかもたないといわれています。

一般廃棄物の中でも家電製品は、収集に手間がかかるうえに処理施設での破碎も難しいため、大部分が埋め立てられていました。その半面、金属やガラスなどの再利用可能な資源が多く含んでおり、リサイクル体制の整備が必要・有効と考えられたからです。

Q 「家電リサイクル法」で消費者の費用負担が定められているのはなぜ?

A 家電リサイクル法は、物の流れのすべてが廃棄に行き着く一方通行型の社会ではなく、資源を再利用することにより環境への負荷が少ない循環型の社会を実現するための法律です。

この法律を円滑に運営するためには、小売店による収集・運搬、家電メーカーによるリサイクル、消費者による費用負担という役割分担が必要不可欠です。

処分時の費用が消費者負担に

対象となる家電製品は、エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の4品目です。

対象となる家電製品が不要になったときは、収集・運搬費用(家電メーカーの指定する引き取り場所までの収集・運搬に要する料金と、リサイクル費用(家電

いり)による料金と、リサイクル費用(家電

4月から「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」が施行されます。これにより、不要になったエアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の引き取りと運搬が小売業者に、リサイクル(再利用)が家電メーカーに、それぞれ義務づけられます。同時に、その費用は消費者のみなさんが負担することになります。

現在、家電製品の廃棄は市の粗大ごみ収集や小売店の下取りという形で行われていますが、4月からは消費者が小売店に引き渡し、その後小売店から家電メーカーに引き渡されて、新しい製品の原材料や熱源としてリサイクルされます。

対象となる家電製品は、エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の4品目です。

同種の対象家電製品を買い替えるときは、買い替える小売店が古い製品の引き取りと運搬を行います。収集・運搬費用とリサイクル費用は、小売店に支払っています。

収集・運搬費用は、小売店や廃棄物収集運搬登録業者ごとに金額が異なっています。また、リサイクル費用も各家電メーカーで異なっています。これまでに公表されているリサイクル費用の金額は、洗濯機2400円、テレビ2700円、エアコン3500円、冷蔵庫400円、テレビ2700円、エアコン3500円、冷蔵庫400円ですが、一部メーカーで金額が異なる場合があります。

このため、各費用の詳細については事前に資源対策課または小売店、各業者へお問い合わせください。

600円ですが、一部メーカーで金額が異なる場合があります。また、一部の小売店でも「リサイクル券」が必要な場合があります。

この「リサイクル券」は、郵便局で購入をお願いします。

また、一部の小売店でも「リ

サイクル券」が必要な場合があ

ります。

詳しくは資源対策課へお問い合わせください。

詳しくは資源対策課へお問い合わせください。